

資源地質学会運営規則の改正

資源地質学会運営規則第11条(4)を削除する。また、(5)後半を削除し(4)へ繰り上げる。あわせて、付則の日付を2012年 4月20日とする。

改正前

第11条 会費および会計

本会の会費は、次の通りとする。

(1) 正会員：年 8,500 円。ただし、大学院生・学部学生およびこれに準ずる者は年5,000円とする。また、満65歳を越える者は年7,000円とする。

(2) 賛助会員：年額1口 30,000 円とし、1口以上。

(3) 名誉会員：会費の納入を要しない。

(4) 会誌の定期購読料は年18,000円とする。

(5) 外国人にあつては、「Resource Geology」のみを定期購読することができる。購読料は50米ドルとする。また外国の機関においては「Resource Geology」のみを定期購読することができる。購読料は100米ドルとする。

付 則 本規則は2010 年 3 月18日から有効とする

改正後

第11条 会費および会計

本会の会費は、次の通りとする。

(1) 正会員：年 8,500 円。ただし、大学院生・学部学生およびこれに準ずる者は年5,000円とする。また、満65歳を越える者は年7,000円とする。

(2) 賛助会員：年額1口 30,000 円とし、1口以上。

(3) 名誉会員：会費の納入を要しない。

(4) 外国人にあつては、「Resource Geology」を定期購読することができる。購読料は50米ドルとする。

付 則 本規則は2012年 4月20日から有効とする